

日本社会事業大学学部科目履修規程

昭和63年4月1日
規程第6号

第1条 日本社会事業大学学則第8条から第13条に定められた履修方法の施行については、本規程による。

第2条 科目履修届は、毎年度ごとに定められた手続きにより行わなければならない。

2 履修届の手続き等については別に定める。

第3条 3年次に進級できる者は、2年次までに次に定める科目を含む計51単位以上を修得している者とする。

教養基礎演習、アカデミック・プランニングⅠ、ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ、ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ、ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ、ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ、ソーシャルワーク演習Ⅰ、ソーシャルワーク実習指導Ⅰの計8科目

第4条 一般教育科目の履修要領は、別表1による。

第5条 専門教育科目の履修要領は別表2又は別表3による。

第6条 一般教育科目及び専門教育科目のそれぞれ区分ごとの開講科目は、学則別表による。

第7条 学科等のコース所属手続き及びその変更手続きについては、別に定める。

第8条 卒業研究の履修にあたっては、主査の教員を定め届出るものとする。

2 主査の届出及び変更等については、別に定める。

附 則

1 本規程は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、昭和62年度以前の入学者については、従前の例による。

2 本規程（第4条関係改正）は平成4年4月1日から施行する。ただし、平成3年度以前の入学者については、従前の例による。

3 この改正規定は、平成18年4月1日より施行する。

4 この改正規定は、平成19年4月1日より施行する。ただし、別表2及び別表3の「実習」（9単位）を「実習指導」（5単位）と「実習」（4単位）に区分する改正については、平成19年度以降に「社会福祉援助技術現場実習指導Ⅱ」及び「社会福祉援助技術現場実習指導Ⅲ」を履修する者から摘要する。

5 この改正規定は、平成20年4月1日より施行する。

6 この改正規定は、平成21年4月1日より施行する。ただし、平成20年度以前に入学した者の取り扱いについては、なお従前の例による。

7 この改正規定は、平成22年4月1日より施行する。ただし、別表1に「アメリカ手話」、「人間の知性と感性の認識XⅤ～XⅩ」、「科学的思考と自然の認識XⅠ～XⅤ」、「社会の認識と国際理解XⅡ～XⅩ」を追加する改正は、平成22年4月以降に1年次として入学する者及び平成24年4月以降に第3年次に編入する者から適用する。

8 この改正規定は、平成23年4月1日より施行する。ただし、別表3「保育士履修モデル」及び「子育て支援履修モデル」の単位数の変更に係る改正は、平成23年4月以降に1年次として入学する者から適用する。

9 この改正規定は、平成24年4月1日より施行する。ただし、別表3「介護福祉履修モデル」の単位数の変更に係る改正は、平成24年4月以降に1年次として入学する者から適用する。

10 この改正規定は、平成31年4月1日より施行する。ただし、別表3「保育士履修モデル」、「子育て支援モデル」及び「介護福祉履修モデル」の単位数の変更に係る改正は、平成31年4月以降に1年次として入学する者から適用する。

11 この改正規定は、令和3年4月1日より施行する。

(2) 改正後の規定は、令和3年4月以降に1年次として入学する者及び令和5年4月以降に第3年次に編入する者から適用する。

(3) 令和2年度以前に入学した者の卒業要件及び資格取得要件の規定に関する取り扱いについては、なお従前の例による。

12 この改正規程は、令和6年4月1日より施行する。

(2) 令和6年度以前に入学した者の進級要件の規定に関する取扱いについては、なお従前の例による。

別表1

一般教育科目		履修要件	必修単位数
外国語科目	留学生以外	①英語Aから4単位必修 ②残りの4単位は英語A・B、ドイツ語、フランス語、中国語、日本手話、アメリカ手話のうちから4単位選択必修。 ③英語Cは再履修学生等が履修する。(※ただし英語A・Bの履修も可)	8単位
	留学生	①日本語講読・作文・文化6単位必修 ②英語A・B・C、ドイツ語、フランス語、中国語、日本手話、アメリカ手話のうちから2単位必修。(ただし、母語は除く。)	8単位
健康・スポーツ科目		①「健康科学」2単位必修。 ②「健康スポーツ」1～10の種目の内から2種目2単位必修。	4単位
情報科学科目		「情報科学A」と「情報科学B」の内から1単位必修	1単位
教養科目		下記の3分野のそれぞれから2科目4単位の計12単位必修 ①「人間の知性と感性の認識I～XX」 ②「科学的思考と自然の認識I～XV」 ③「社会の認識と国際理解I～XX」	12単位
教養基礎演習		ただし、上記の3分野の中で「教養基礎演習A～I」に指定されている科目を必ず1科目2単位を必修とする。 また、「教養基礎演習」は1科目しか履修できない。	(2単位)
		一般教育科目小計	25単位

別表2 (福祉計画学科)

専門教育科目	履修要件	必修単位数
	①医学概論 ②心理学 ③社会学と社会システム	

社会福祉士指定科目	④社会福祉原論Ⅰ・Ⅱ ⑤社会福祉調査の基礎Ⅰ ⑥ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ・Ⅱ ⑦ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ ⑧地域福祉論Ⅰ・Ⅱ ⑨福祉サービスの組織と経営 ⑩社会保障論Ⅰ・Ⅱ ⑪高齢者福祉論 ⑫障害者福祉論Ⅰ ⑬子ども家庭福祉論Ⅰ ⑭貧困に対する支援 ⑮保健医療と福祉 ⑯法学（権利擁護を支える法制度） ⑰刑事司法と福祉 ⑱ソーシャルワーク演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ ⑲ソーシャルワーク実習指導Ⅰ・Ⅱ ⑳ソーシャルワーク実習Ⅰ・Ⅱ	62単位
専門演習	①専門演習	2単位
卒業研究	①卒業研究	5単位
アカデミック・プランニング	①アカデミック・プランニングⅠ	2単位
アカデミック・プランニング	②アカデミック・プランニングⅡ	2単位
学科別必修科目	①地域福祉計画論 ②地方自治論 ③福祉教育論 ④福祉計画とデータ分析 ⑤福祉と法（行政法）	9単位
履修モデル科目	福祉経営履修モデル、地域福祉計画履修モデル、コミュニティ・ソーシャルワーク履修モデル、その他の福祉計画学科専門教育科目	22単位
専門教育科目小計		102単位

別表3（福祉援助学科・介護福祉履修モデル）

専門教育科目	履修要件	必修単位数
社会福祉士指定科目	①医学概論 ②心理学 ③社会学と社会システム ④社会福祉原論Ⅰ・Ⅱ ⑤社会福祉調査の基礎Ⅰ ⑥ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ・Ⅱ ⑦ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ ⑧地域福祉論Ⅰ・Ⅱ ⑨福祉サービスの組織と経営 ⑩社会保障論Ⅰ・Ⅱ ⑪高齢者福祉論 ⑫障害者福祉論Ⅰ ⑬子ども家庭福祉論Ⅰ	60単位

	⑭ 貧困に対する支援 ⑮ 保健医療と福祉 ⑯ 法学（権利擁護を支える法制度） ⑰ 刑事司法と福祉 ⑱ ソーシャルワーク演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ ⑲ ソーシャルワーク実習指導Ⅰ・Ⅱ ⑳ ソーシャルワーク実習Ⅱ	
専門演習	① 専門演習	2単位
卒業研究	① 卒業研究	5単位
アカデミック・プランニング	① アカデミック・プランニングⅠ ② アカデミック・プランニングⅡ	2単位
履修モデル科目	介護福祉履修モデル	63単位
専門教育科目小計	介護福祉履修モデル	132単位

別表4（福祉援助学科・介護福祉履修モデルを除く）

専門教育科目	履修要件	必修単位数
社会福祉士指定科目	① 医学概論 ② 心理学 ③ 社会学と社会システム ④ 社会福祉原論Ⅰ・Ⅱ ⑤ 社会福祉調査の基礎Ⅰ ⑥ ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ・Ⅱ ⑦ ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ ⑧ 地域福祉論Ⅰ・Ⅱ ⑨ 福祉サービスの組織と経営 ⑩ 社会保障論Ⅰ・Ⅱ ⑪ 高齢者福祉論 ⑫ 障害者福祉論Ⅰ ⑬ 子ども家庭福祉論Ⅰ ⑭ 貧困に対する支援 ⑮ 保健医療と福祉 ⑯ 法学（権利擁護を支える法制度） ⑰ 刑事司法と福祉 ⑱ ソーシャルワーク演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ ⑲ ソーシャルワーク実習指導Ⅰ・Ⅱ ⑳ ソーシャルワーク実習Ⅰ・Ⅱ	62単位
専門演習	① 専門演習	2単位
卒業研究	① 卒業研究	5単位
アカデミック・プランニング	① アカデミック・プランニングⅠ ② アカデミック・プランニングⅡ	2単位
履修モデル科目	高齢者履修モデル、障害者履修モデル、医療福祉履修モデル、精神保健福祉履修モデル、特別支援教育履修モデル、子ども・家庭福祉履修モデル、児童ソーシャルワーク履修モデル、スクールソーシャルワーク履修モデル、その他の福祉援助学科専門教育科目	31単位
	保育士履修モデル	48単位
	子育て支援履修モデル	70単位
専門教育科目小計	高齢者履修モデル、障害者履修モデル、医療福祉履修モデル、精神保健福	102単位

	祉履修モデル、特別支援教育履修モデル、子ども・家庭福祉履修モデル、児童ソーシャルワーク履修モデル、スクールソーシャルワーク履修モデル	
	保育士履修モデル	119単位
	子育て支援履修モデル	141単位